

令和6年7月29日に電子調達システムにて公告した「乾式デジタル複合機（経済戦略局）長期借入（単価契約）」について、電子入札による入札書の提出が出来ないことが判明したため、令和6年8月27日より紙入札へと移行します。入札説明書の変更点は以下の通りです。

入札説明書変更点

- ・「6. 入札参加申請」から、＜電子入札による場合＞を削除しました。
- ・「6. 入札参加申請」から③紙入札方式変更申出書（物品）を削除しました。
- ・「8. 入札書の交付」について、審査結果通知後、別途、入札書を交付することとしました。
- ・「10. 質問事項の受付・締切・回答」の（3）について、回答方法を大阪市電子調達システムから大阪市ホームページ上に変更しました。
- ・「11. 入札執行日時及び場所」から、＜電子入札による場合＞を削除しました。
- ・「13. 入札方法等」から、＜電子入札による場合＞を削除しました。
- ・「16. 入札の無効について」の（1）から、「大阪市物品買入等電子入札の手引」を削除しました。
- ・「17. 電子入札を行う場合の注意事項」を削除しました。
- ・「18. 電子入札を行う場合の注意事項」の（12）から「大阪市物品買入等電子入札の手引」を削除しました。

入札説明書

公告日 令和6年7月29日(月)

次のとおり、大阪市告示第1032号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。本件入札は、電子による入札書の提出が出来ないことが判明したため、紙入札のみにより行う。原則として大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)により行う。なお、紙入札は、下記「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに所定の「紙入札方式変更申出書」により申し出た者に限り認める。

1. 入札に付する事項	
(1) 長期借入物品及び数量	乾式デジタル複合機(経済戦略局)長期借入(単価契約)
(2) 長期借入物品の特質等	別紙仕様書のとおり
(3) 借入期間	令和6年9月20日から令和11年9月30日まで
(4) 借入場所	別紙仕様書のとおり
2. 日程	
(1) 公告日	令和6年7月29日(月)
(2) 入札参加申請受付開始日時	令和6年7月29日(月) 午前9時
(3) 入札参加申請締切日時	令和6年8月9日(金) 午後5時
(4) 入札参加資格の審査結果通知(予定)	令和6年8月16日(金)
(5) 入札日時	「11. 入札執行日時及び場所」を参照
3. 契約条項を示す場所	システム上及び「4. 担当部局(A)」
4. 担当部局	
(A) 入札執行担当課	大阪市経済戦略局企画総務部総務課(調達担当) 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階 電話 06-6615-3719 メールアドレス keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp
※入札に関する照会先	
(B) 事業担当課	大阪市経済戦略局企画総務部総務課(庶務担当) 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階
(C) 契約締結担当課	上記4.(A)入札執行担当課に同じ
5. 入札参加資格	
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること	
(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと	
(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと	
(4) 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託用種目「12: 賃貸 02: 事務用品賃貸 03: 複写機(複写サービスを含む)(159)」で登録していること	
※本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ(電話06-6484-7357)に行えば当該審査を行う。(申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること。)。ただし、令和6年8月9日(金)午後5時までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。	
(5) 令和元年度以降、乾式デジタル複合機に係る賃貸借実績について、国又は地方公共団体と契約した実績を有すること(契約中の実績も可とする)	
(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることを示した書類の提出ができること	
(7) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること	

6. 入札参加申請		＜電子入札による場合＞	＜紙入札による場合＞
(1) 申請書類		①入札参加申請書 ②入札参加資格審査申請書 (入札説明書末尾添付の書類等一式)	①入札参加申請書 ②入札参加資格審査申請書 (入札説明書末尾添付の書類等一式) ③紙入札方式変更申出書(物品)
(2) 申請書類等の交付場所及び交付期間		システム上 ー公告の日から令和6年8月9日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	4. 担当部局(A) 公告の日から令和6年8月9日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
(3) 受付期間		ー公告の日から令和6年8月9日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	公告の日から令和6年8月9日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
(4) 受付場所 ①入札参加申請書 ③紙入札方式変更申出書(物品)(※紙入札による場合)		システム上 ※大阪市電子調達システムのトップページの「各種資料ダウンロード」の中より参加申請添付書類を選択、sankasinsei.tenpu.pdfファイルをダウンロードして添付ファイルとして必ず添付すること	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと
②入札参加資格審査資料		4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと
(5) 申請書類の取扱い		申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。	
7. 入札参加資格の審査及び通知			
	入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査する。ただし、入札参加申請締切日より審査結果の通知日までの間のいずれかの日において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。		
8. 入札書の交付			
	入札参加資格を認めた申請者には、「2-日程(4)」の審査結果通知時後、別途、入札書を交付する。		
9. 入札参加資格を認めなかった申請者に対する理由の説明			
	入札参加資格を認められなかった申請者はその理由について説明を求めることができるので、令和6年8月20日(火)午前10時までに、「4. 担当部局(A)」まで書面を持参すること 回答については、令和6年8月27日(火)までに書面で回答する。		
10. 質問事項の受付・締切・回答			
(1) 質問方法	仕様書の内容に関する質問は、電子入札システム若しくは書面(配達記録が残るものによる郵送等、メール、持参のいずれかの方法)にて上記「4. 担当部局(A)」まで提出すること。		
(2) 質問締切日時	質問の受付は、公告の日から令和6年8月20日(火)午後5時まで(必着)とする。締切以降の質問については受け付けない。		
(3) 回答日及び回答方法	質問に対する回答は、 大阪市電子調達システムの電子入札案件情報内下記10.(4)URLのホームページに 令和6年8月27日(火)午前10時から令和6年9月18日(水)午後5時までに掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書の提出までに内容を確認すること。		
(4) URL	https://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nvusatsuanken/keizaisenryaku/0000633419.html		
11. 入札執行日時及び場所		＜電子入札による場合＞	＜紙入札による場合＞
(1) 入札書受付期間		令和6年9月4日(水)から令和6年9月5日(木)までの午前9時から午後5時まで(システム利用時間外は除く)	令和6年9月6日(金)午前10時00分から午前10時30分まで ※郵便等による入札の場合は、令和6年9月5日(木)午後5時までに、「4. 担当部局(A)」に必着のこと。なお、その場合は二重封筒を用いて、表封筒に「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書して「4. 担当部局(A)」宛て親展とし、内封筒に「入札日、入札案件名称」を記載すること
(2) 開札予定日時		令和6年9月6日(金) 午前10時30分	左に同じ 令和6年9月6日(金) 午前10時30分
(3) 再度入札※1回限り		開札の結果、「15.落札者の決定方法」による落札者がいないときには再度入札を行うことがある。再度入札を行う場合は、原則、再度入札の通知をシステムにより行うので、当日午後3時30分までに再度入札を行うこと。なお、郵便等による入札を行う者がいる場合はこの限りではない。その際は、「4. 担当部局(A)」の指示に従うこと	開札の結果、「15.落札者の決定方法」による落札者がいないときには再度入札を行うことがある。再度入札を行う場合は、原則、再度入札書を送付するので、当日午後4時までに持参した長形3号の封筒に封緘して封印し、指定された入札箱に投函すること。なお、郵便等による入札を行う者がいる場合はこの限りではない。その際は、「4. 担当部局(A)」の指示に従うこと
(4) 再度入札開札日時		本市の指定する日時(原則として当日午後4時)	本市の指定する日時(原則として当日午後4時)
(5) 場所		システム上	経済戦略局 第1会議室(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階)

12. 入札に参加することができない者		
(1)	入札参加申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者	
(2)	入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者	
13. 入札方法等		
	<電子入札による場合>	<紙入札による場合>
(1)	入札は、100枚当たりの単価で行うものとし、入札書の記載方法は次のとおりとする。 落札決定に当たっては、申込書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を申込書に記載すること	
(2)	①入札書は、システムにより、入札金額等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。 ②入札書の入力には注意して正確に行い、入札書確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと ③入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了すること ④入札書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと ⑤入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了通知書画面または入札状況一覧画面において確認すること ⑥システムにより、一旦提出された入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできない。	①入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。 ②入札書のくじ申込番号(3桁の任意の数字)は必ず記入すること ③入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
14. 入札保証金等		
(1)	入札保証金	免除
(2)	契約保証金	ただし、正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)を100で除し、1年当たりの予定数量を乗じた額の100分の3に相当する違約金を徴収する。 要(契約金額(単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額)の100分の10以上納付) ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。 ①契約金額が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき ②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これを過去2年間にすべて誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約の実績と認める。 ③落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
(3)	保証人	不要
15. 落札者の決定方法		
	予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。	
16. 入札の無効について		
(1)	契約規則第28条第1項の規定に該当する入札のほか「 大阪市物品買入等電子入札の手引 」による。	
(2)	再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札	
(3)	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札 ※なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。	
(4)	開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
17. 電子入札を行う場合の注意事項		
(1)	電子入札で参加を希望する者は、本入札の入札参加資格審査申請の受付期限までに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子認証書(以下「ICカード」という)を取得しシステムを利用するための本市の電子業者登録を完了しなければならない。	
(2)	入札参加を希望する者が、パソコン障害等によりシステムによる手続きが困難となった場合については申し出ることにより、本市契約管財局契約部閲覧室設置の端末において「 大阪市電子調達システム電子入札ブース設置端末利用規約 」に基づき入札手続きを行うことができる。(有効期間内のICカードが必要) なお、電子入札ブースの利用については、利用申込受付時間内(午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分)に窓口まで申込書を提出すること(電話等による受付は不可)	
(3)	電子入札システムの利用に際しては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため入札参加申請期限までに余裕を持って申請書の提出を行うこと	

18. その他事項	
(1)	この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
(2)	契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
(3)	関連情報を入手するための照会窓口は、「4. 担当部局(A)」とする。
(4)	この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
(5)	落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと
(6)	本件入札説明書における「契約規則」とは、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)をいう。また、「郵便等」とは契約規則第25条第2項に規定する郵便等のうち、書留郵便などの配達記録が残るものを示す。ただし、記録系郵便の取扱いのない国においては、この限りでない。
(7)	本件の契約金額は単価(1枚あたり)となるため、落札価格を100で除した金額をもって契約金額とする。
(8)	落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
(9)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(10)	落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「4. 担当部局(A)」に入札説明書末尾書添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。 誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。 また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
(11)	この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、毎月の複写等枚数の通知を本市が確認したことにより発生する。
(12)	この一般競争入札に参加する場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市電子調達システムホームページの次の資料を参照のこと ○契約条項等の中の「物品買入等の入札に関する通知事項」、「 大阪市物品買入等電子入札の手引 」 ○各種資料・ダウンロード・大阪市契約関係規程集の中の「入札の手引」、「特定調達契約についての入札の手引」及び「大阪市競争入札参加者心得」